

許可番号 第 09860003177 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市四谷町1-9-27番地2

氏名 株式会社ハチオウ

代表取締役 森 裕子

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する



相模原市長 加山 俊夫

許可の年月日 平成27年8月9日

(初回許可年月日 平成12年4月1日)

許可の有効年月日 平成34年8月8日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 燃え殻（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 2. 汚泥（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 3. 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - 4. 廃油（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 5. 廃酸（PH2.0以下のものに限る。）
  - 6. 廃酸（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 7. 廃アルカリ（PH12.5以上のものに限る。）
  - 8. 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 9. ばいじん（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 10. 感染性産業廃棄物
  - 11. 廃水銀等（特定有害産業廃棄物）
  - 12. 廃石綿等（特定有害産業廃棄物）
- 以上12種類

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含む）

取扱産業廃棄物の種類

- 1. 汚泥（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 2. 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - 3. 廃油（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 4. 廃酸（PH2.0以下のものに限る。）
  - 5. 廃酸（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
  - 6. 廃アルカリ（PH12.5以上のものに限る。）
  - 7. 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物、詳細は裏面別表のとおり。）
- 以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許可の条件

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年8月9日 許可更新

平成28年6月3日 変更許可（品目追加）

5. 積替え許可の有無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 なし

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

金属等の名称	廃棄物の種類	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物		—	—	■	■	—	—	—
水銀又はその化合物		—	○	■	■	○	○	○
カドミウム又はその化合物		—	○	○	■	○	○	○
鉛又はその化合物		—	○	○	■	○	○	○
有機燐化合物		■	■	■	■	○	○	○
六価クロム化合物		—	○	○	■	○	○	○
砒素又はその化合物		—	○	○	■	○	○	○
シアン化合物		■	■	■	■	○	○	○
PCB		■	■	■	■	—	—	—
トリクロロエチレン		■	■	■	○	○	○	○
テトラクロロエチレン		■	■	■	○	○	○	○
ジクロロメタン		■	■	■	○	○	○	○
四塩化炭素		■	■	■	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン		■	■	■	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン		■	■	■	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン		■	■	■	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン		■	■	■	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン		■	■	■	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン		■	■	■	○	○	○	○
チウラム		■	■	■	○	○	○	○
シマジン		■	■	■	○	○	○	○
チオベンカルブ		■	■	■	○	○	○	○
ベンゼン		■	■	■	○	○	○	○
セレン又はその化合物		—	○	○	■	○	○	○
1, 4-ジオキサン		■	○	■	○	○	○	○
ダイオキシン類		■	—	—	■	—	—	—

別紙

(1) 保管場所

相模原市中央区田名塩田一丁目10201番12、10201番13、10201番14、10201番15 (2949.73㎡)

(2) 保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥 (特定有害産業廃棄物)、廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る)、廃油 (特定有害産業廃棄物)、  
廃酸 (PH2.0以下のものに限る)、廃酸 (特定有害産業廃棄物)、廃アルカリ (PH12.5以上のものに限る)、  
廃アルカリ (特定有害産業廃棄物)

(3) 保管施設

ア 汚泥 (特定有害産業廃棄物)

保管面積 28.7㎡ 最大保管量 24.8㎡ ドラム缶、箱型パレット保管

イ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る)

保管面積 66.2㎡ 最大保管量 18.0㎡ ドラム缶、箱型パレット保管

ウ 廃油 (特定有害産業廃棄物)

保管面積 16.3㎡ 最大保管量 11.2㎡ ドラム缶、箱型パレット保管

エ 廃酸 (PH2.0以下のものに限る、特定有害産業廃棄物)

保管面積 30.9㎡ 最大保管量 26.0㎡ ドラム缶、箱型パレット保管

オ 廃アルカリ (PH12.5以上のものに限る、特定有害産業廃棄物)

保管面積 30.9㎡ 最大保管量 26.0㎡ ドラム缶、箱型パレット保管

複写

複写

複写

